

●1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行●

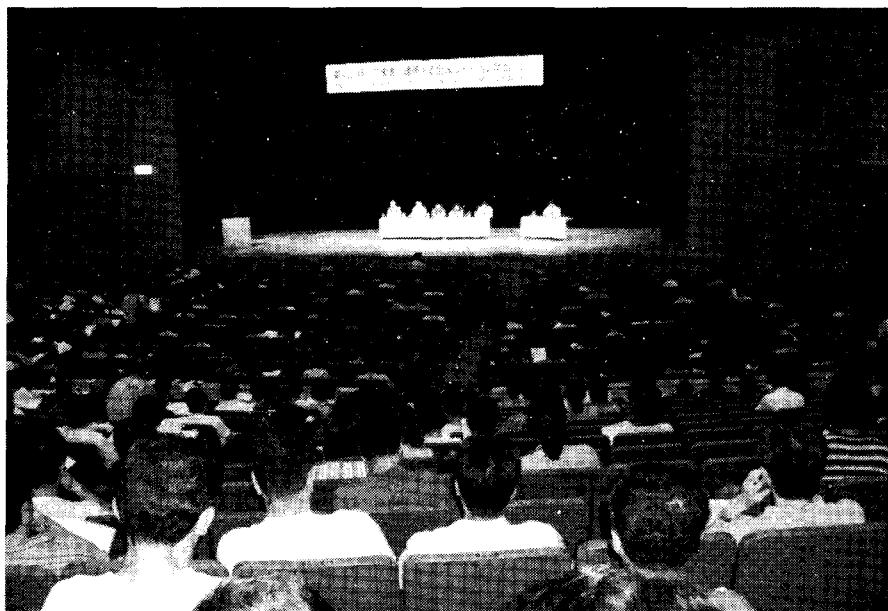
ISSN 0911-9396

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2001.9.10発行〈通巻第309号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail:koshc@osk2.3web.ne.jp



●ストップ・ザ・労災隠し 労災職業病ホットライン実施	2
●労働組合の組織的力量で地域の労働安全衛生活動の発展を 連合近畿労働安全衛生センターが発足	4
●多民族共生社会に向けての課題 第4回移住労働者と連帯する全国フォーラム開催	7
●労災保険Q & Aその5	10
●前線から(ニュース)	14
つづく「はつりじん肺」管理区分申請、労災請求 大阪／2件目 の裁判提訴ブラジル労働者多数雇用の被告会社に 大阪／全国セ ンター第12回総会 逗子／府立公衛研労働衛生部問題で申入れ 大阪	

8月の新聞記事から／19
表紙／第4回移住労働者と連帯する全国フォーラム (8/11-12)

'01 9

ストップ・ザ・労災隠し 労災職業病ホットライン実施

10月1日(月)～3日(水) 13:00～19:00
0120-631793
ローサイナクソー

全国安全センター（天明佳臣議長）は、今年も全国労働衛生週間の冒頭10月1日（月）から3日（水）の3日間、標記ホットラインを開設します。今回は初めての日本全国どこからでも無料のフリーダイヤルで、対応時間帯は、13:00～19:00です。もちろん、秘密は厳守します。

標記フリーダイヤルの番号での相談に応じるのは、東京、三多摩、神奈川、新潟、愛知、三重、京都、大阪、兵庫（神戸）、広島、鳥取、愛媛（新居浜）、熊本、大分、宮崎、鹿児島です。兵庫（尼崎、期日未定）、高知（10.1-2、10:00-17:00）、愛媛（松山、期間等は同じ）では、独自の電話番号で各々所定の期間、無料相談に応じます。

なお、ホットラインについては、インターネット上のホームページ
<http://www.jca.apc.org/joshrc/> でもお知らせし、E-mail（joshrc@jca.apc.org）
での御相談にも応じることにしています。

● 「労災隠し」

一 労災発生件数の1割以上

労災隠し—労働安全衛生法第100条「報告等」違反による送検件数が、昨年は91件となり、前年比23.0%（17件）の増加、10年前の29件の約3倍にはねあがりました（内訳は、建設業65件、製造業15件等）。

厳しい経済・雇用情勢も反映して、統計上の労働災害・職業病の発生件数が全体的に減少している傾向のなかで、あってはならない「労災隠し」の増加という重大な事態が

進行しているのです。

私たちは、この問題に真剣に取り組まなければならぬことを再三訴えてきましたが、マスコミにも、また、国会においてもこの問題が取り上げられ、先の労災保険法改正審議で附帯決議もなされたということから、今年2月8日には基発第68号労働基準局長通達「いわゆる労災かくしの排除に係る対策の一層の強化について」が出されました。「『労災かくし』は犯罪です」というポスター・リーフレットを作成・配布するなどし

て、「周知・啓発」に努めているとして、現在実施されているところです。

前記の送検件数は、まさに「犯罪」として取り扱われた件数であるわけですが、この数字が「氷山の一角」でしかないことは想像に難くありません。

事実、それを裏づける恐るべき数字が明らかになりました。社会保険庁一政府管掌の健康保険を扱う全国の社会保険事務所で「発見」された、労災保険扱いとすべき事案が、1990-1999年度の10年間に579,000件（額にして207億円）、1999年度は67,000件で、前年比31.3%増加しているというのです。これは、同期間の労災保険の新規受給者総数6,404,646人の1割を超えていいます。

また、1995年の大阪府医師会や広島県医師会の実態調査でも、労災隠しのトラブルを経験したことのある医療機関が各々38.1%と30.2%、その内そのことを労働基準監督署に連絡したのは3.9%と1.5%にすぎないことを明らかにしています。日本医師会の労災・自賠責委員会の1995年12月21日付けの答申は、「労災事故であることを隠し、その診療を健康保険等によって行ういわゆる労災隠しへの対応を求める医療現場からの声が、ここ数年徐々に強くなっている。そこには、労災隠し事案が増加傾向にあるということばかりではなく、その内容が企業ぐるみで行われている疑いのある事案が増加しているという背景がある」と指摘しました。

旧労働省が最初に労災隠しの問題で通達を出したのは、1991年12月5日にのことでした（平3.12.5基発第687号「いわゆる労災かくしの排除について」）。にもかかわらず、1995

年の医師会による指摘を受けることになり、それでも実態把握すらしようとしたまま、今日の「労災隠し」急増を許してしまった厚生労働省の責任はきわめて重大です。しかし、前記社会保険庁のデータについても厚生労働省は、私たちや国会における追及に対して、「間違って健康保険でかかってしまったものもかなり含まれているはず」と言いながら、いまだに実態把握も行おうともしていません。

●全国どこからでも無料で相談

私たちは、1997年以来毎年、労働衛生週間の期間に合わせて全国一斉ホットラインを開設してきました。また、全国一斉ホットラインと日常的な相談活動の結果をもとに、労災補償・労働安全衛生等に関する要望事項を取りまとめて、毎年、厚生労働省との交渉を実施してきました。今年は5年目になります。

私たちのホットラインに寄せられる、すべてのケースが「労災隠し」です。昨年10月2-4日に全国16か所で開設したホットラインには、過去最高、210件の相談が寄せられました。やはり過労やストレスに起因すると思われる健康問題が目立っていますが、「労災隠し」の増加と合わせて、リストラ・合理化の至上命令の前で、あるいはそれを悪用して、「安全で健康に働く」という人権の軽視が無視できない状態にあることをあらためて認識させるものでした。

*関西労働者安全センターはホットライン実施期間中フリーダイヤルで対応します。

労働組合の組織的力量で地域の労働安全衛生活動の発展を

連合近畿労働安全衛生センターが発足

労働組合ナショナルセンターとしての組織的な力量で、職場と地域の労働安全衛生運動を活性化させようと、連合近畿労働安全衛生センターが8月27日に発足した。

連合大阪が労働安全衛生対策会議を発足させて7年、労働組合のナショナルセンター地方組織として様々な職域の労働安全衛生運動をいかにして結びつけ、地域の中 小零細事業場の労働者の課題をすくい上げるという課題に取り組むための土台がようやくその姿を現したといえる。

古くは1965年に労災防止指導員制度が発足し、以来、労働組合推薦の労災防止指導員が地域の事業場の指導に携わり、また、労働組合の活動家や幹部を対象とした労働安全衛生研修講座を常設するなどの取り組みが行われてきたが、個々の労働組合が持つ職場の労働安全衛生活動のニーズに対応し、地域の課題を積極的に取り上げることを目的とした大阪における安全センターの発足は画期的な出来事といえよう。

これまで関西労働者安全センターとしては、連合大阪労働安全衛生対策会議の活動に積極的に参画してきたが、早期の労働組合の安全センター活動を目指して、近畿七



主催者を代表して挨拶する前田連合大阪会長（左）
は長谷川大阪労働局長

ンターの設立準備作業にも参加し、今回の発足では、参与として西野が就任、日常の活動に関わることとなる。

期待される連合の安全センター活動

大阪産業創造館で開催された総会は、まず前田修連合大阪会長の主催者挨拶で始まり、来賓として野沢連合副事務局長、長谷川大阪労働局長、木谷大阪府労働政策監、圓藤大阪市立大学医学部大学院教授（日本産業衛生学会理事）が挨拶。活動方針と役員体制（下記のとおり）が提案、採択され、役員を代表し吉田功理事長が自身の経験を踏まえて安全活動の大切さを説き、就任の挨拶と

した。

引き続いて「労災防止指導員活動と中小零細事業場対策の課題」と題した記念シンポジウムを開催。

関西労働者安全センターから参与に就任した西野がコーディネーターをつとめ、まず田中事務局長が連合近畿労働安全衛生センターの課題と考えている中小事業場対策の大切さを強調した。続いて大阪労働局の難波労働衛生課長が、腰痛症が職業性疾病のうち8割を占めていることなど大阪の特徴にふれ、小事業場の労働衛生対策の課題を指摘した。3番目には、茨木地域産業保健センターの鈴木コーディネーターが、地域産業保健センターの活動を紹介し、労働組合の地域での積極的な取り組みを求めた。そして4番目にはJAM堺地域協議会の北村安全対策部長が、労働組合による地域安全衛生活動として26年の歴史を持つ安全パトロールの事例を紹介し、企業の枠を超えた活動の意義と難しさを話した。5番目に、連合本部から中桐雇用・労働対策局次長が、最近の安全衛生をめぐる動向にふれ、OHS-MSの中小職場への導入を課題にしてはと提案した。

また、会場からは大阪市立大学の圓藤教授から、安全衛生活動は足を使って進めなければと、安全センターの活動に期待しているとの発言があった。労働安全衛生という一般には地味と考えられているテーマに、それぞれの立場から今後の活動のヒントとなる意見が出された記念シンポジウムに相応しい議論となった。



シンポジウム（左から中桐、北村、鈴木、難波、田中の各氏、右端が西野）

労働組合というセクターからの 地域労働安全衛生活動の大切さ

さて、連合近畿労働安全衛生センターの活動は、主に①教育、講習会の実施と情報提供、②労災職業病相談と個別安全衛生対策相談、③地域労働安全衛生活動の支援の3つとされている。

①としては、これまでに欠けていた労働組合の労働安全衛生担当者にとってすぐに役立つ実践型の講座、研修会の実施がまずあげられる。ダイオキシン問題に象徴される化学物質対策、メンタルヘルスなど職場で差し迫った問題となっている課題に関するセミナーなど適切な情報を提供する機会を作る。また、OHS-MSやリスクアセスメントなど、法規準拠型から参加型へ移りつつある労働安全衛生活動の手法そのものも取り上げる。なお研修機会は、できる限り個別の職場に近い地域単位での実施を基本とした計画が進められる予定である。

②の労災職業病や労働安全衛生対策の個別事業場ごとの相談対応は、すでに対策会議の運営で培われてきている専門家ネットワークを充実し、問題解決に十分な体制を整えることとしている。また、厚生労働省が実施している地域産業保健の諸施策や、作業環境測定機関などの資源を積極的に活用するなども含め、安全衛生対策のコーディネート役を果たすこととなる。

③の地域における労働安全衛生活動の支援は、労働組合として社会的に求められる役割の最たるものといえよう。雇用労働者の6割が50人未満規模の事業場で働き、8割以上の労働災害がそこで発生している現実、労働組合の手が届ききっていない部分に、地域で労働組合の組織が役割を果たさなければならないといえよう。行政施策にあっては、中小事業場集団安全衛生活動促進事業や産業医共同選任事業などがあるが、労働組合がこうした施策を積極的に活

用することにより、地域の安全衛生に関する常識を少しでも動かすことができるだろう。また、地域産業保健センターの活用をはかることもできる。

そして、労働安全衛生センターの活動のもう一つの分野として、労働保健事務組合の事業がある。すでに労働組合の書記局の労働保険事務を扱う「近畿労働組合福祉協会」の事業を、センターが担い、労働組合活動そのものもサポートしていくこうというものの。

労働組合自身の労働保険はといえば、会社の労働保険に加入しているからと、意外に法律的に正しい手続きがなされていないケースが多く、労働保険適用の促進活動を進めることとしている。労働保険事務組合は、大阪府とその隣接府県の事業場の委託取り扱いが可能で、今後の十分な取り組みが必要である。

連合近畿労働安全衛生センター役員

理事長	吉田功(連合大阪副会長)
副理事長	要宏輝(中小労働運動センター所長)、福島幸夫(電力総連)、 上田良則(市内第2地域協議会)、吉岡克彦(労災防止指導員連絡会座長)
事務局長	田中滋晃(連合大阪)
事務局次長	逆井勉(建設連合)、道脇清(全国一般)、狩谷道生(JAM)、 大坪進(化学リーグ21)、島村啓次(自治労)
理事	玉井洋三(電機連合) 田井中藤男(JAM)、鎌仲一樹(自動車総連)、 垣下博文(情報労連)、中谷正次(私鉄)、石田精三(日教組)、 青谷重利(JR連合)、室田洋一(全通)、中山久雄(都市交)、 羽田野俊治(全郵政)、杉本伸二(市内第1地域協)、 宮本文栄(市内第3地域協)、藤田英次(河内地域協)、 高橋馨(北大阪地域協)、小西慎一(北河内地域協)、 南出正昭(大阪南地域協)、大山達也(労災防止指導員)
会計監査	尾崎(CSG連合)、高石修(ゼンセン同盟)
参与	西野方庸(関西労働者安全センター)

多民族共生社会に向けての課題

第4回移住労働者と連帯する全国フォーラム開催

8月11日12日の2日間にわたり、猛暑の大阪で「第4回移住労働者と連帯する全国フォーラム・関西2001」が開催された。この「移住労働者と連帯する全国フォーラム」は、全国各地で移住労働者の問題に取り組んできた市民団体・個人が、活動を通して次第にネットワークを築くに従い、ついには全国規模の情報交流の場として、また政府の外国人政策に対抗する道への模索のために集結し始まったものである。1990年代前半の準備期間を経て1996年に福岡で記念すべき第1回が開催された。以来、97年に愛知、99年には東京でと各地持ち回りで開催されている。回を重ねるにつれ、確実に参加者が増え、今回大阪ということで、首都圏での開催時ほどの参加者は期待していなかったにもかかわらず、ほとんど同規模の参加者があった。1日目が約800人、2日目300人、合計約1100人という盛況振りであった。それだけ、移住労働者問題、最近の頻繁に使われる言い方では、「多文化共生」というものに、関心が高まっているのではないだろうか。参加者の中心は、毎回参加している各地の外国人

問題に取り組む活動家であるが、加えて興味を持った市民や研究テーマとして関心を持つ学生などの参加も多かったようである。また、今回大阪で開催するにあたり、広く実行委員会への参加、協賛を呼びかけ、地元でのつながりも広るという成果もあった。

パネルディスカッション

11日の全体会では、「21世紀の多民族共生社会に向けて—わたしたちの課題」と題してパネルディスカッションが行われた。パネリストは、「石原やめろネットワーク」共同代表、在日コリアンとしての発言・著書多数の辛淑玉（しん・すご）氏、日本－アジア関係史専攻、龍谷大学の田中宏氏、アジアレベルのNGO連絡組織アジア・マイグランツ・センターのレックス・バロナ氏、少数民族の視点から東北アジア戦後史を研究する立命館大学の文京洙（むん・ぎょんす）氏の4人。

ディスカッションは、主に在日朝鮮・韓国人をめぐる日本の外国人政策の歴史をふまえたうえで、近年のグローバリゼーション



パネルディスカッション（左から辛淑玉氏、田中浩氏、レックス・パロナ氏、1人おいて文京珠氏）

の大波の中、多文化・多民族共生社会をめざすための課題を模索するとして、おこなわれた。それは、今回のフォーラムの最大のテーマであり、移住労働者問題に取り組むすべての者にとって重要な視点の提供でもあった。

過去、戦後の日本の政策で旧植民地出身者は、勝手に付与された日本国籍を次には勝手に剥奪され、そのうえ社会保障制度からも排除された歴史を持つ。現在も続く外国人に対する差別的な政策は、そういった歴史の上に成り立っていることを、田中宏氏は指摘した。その中で、日本社会の中での弱者は、さらに弱く権利を持たない在日コリアン、とくに在日の女性を虐げてきた。在日の中でも、女性を差別する構造があった。しかし、辛淑玉氏は石原都知事の三人発言をめぐる抗議行動を通して、現在、普通の人が差別をする時代となったのではないか、と発言した。

一方、地方参政権や国籍取得要件の緩和などの法案が国会に提出され、在日の権利の拡大を図っているように見えながら、日の丸君が代立法などで、その見返りを求める

るよう同化政策を押し付けている。今年3月に出された「第2次出入国管理基本政策」も同じ方針に貫かれた同化とそれ以外への厳しい取り締まりを中心とした政策である。そういう動きの中、文京珠氏は、在日韓国・朝鮮人は今までのような日本社会とは対立するものとして発言する立場ではなく、日本社会を構成するひとつの主体であり、構成員の立場で社会を変えていく必要があると強調した。

また、レックス・パロナ氏は、現在グローバリゼーションの中、日本国内でのグローバリゼーションの影響や問題点ばかりでなく、移住者の背景やその出身国での問題にも目を向けていくよう求めた。

このディスカッションで、パネリストたちから提案された視点は非常に重要なものであった。われわれ外国人を支援する活動家たちは、平素個別事例の救済に追われ、また在留資格の獲得といったきわめて限定的な目標に振り回され、日本社会の変化、政策の意味するところを見極めるという作業を忘れている。「第2次出入国管理基本政策」にしても、外国人はこの中では、はっきり同化していく外国人と厳しい取り締まりの対象とする外国人の2つに分けられ、外国人の中での階層化を生み出していくものである。しかし、そのことを指摘し、社会に働きかけていく力が運動がわに欠けている気がする。

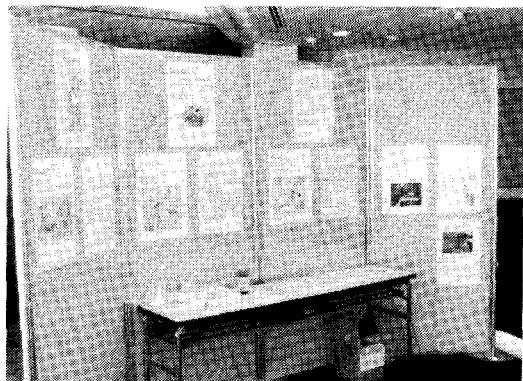
15分科会でテーマ別経験交流

全体会の後、15の分科会に分かれ、それぞれのテーマについて話し合われた。分科

会テーマは、マイノリティの人権や、労働問題、医療・社会保障、女性の人権、外国人研修・技能実習制度の問題、入管収容、移住労働者のエンパワーメントなど多岐にわたった。それぞれテーマ別に情報交流が行われ、そこで示された課題に議論が白熱し、3時間では足りないほどであった。

安全センターとしては、東京、神奈川センターと協力し、今回初めての取り組みとして、全体会のホール前ロビーで、外国人の労災をテーマに展示を行った。外国人の労働災害のパターンの解説と労災への対応などを日本語と英語で解説、スペイン語、ポルトガル語、韓国語にも翻訳した。

1日目の最後を飾った文化イベントでは、アフリカ、タイ、ブラジル、韓国の打楽器による公演があり、様々な音色で参加者を魅了した。最後は人々の連帯の意味をこめて、各国の打楽器すべてをあわせたセッション



ロビーでの展示：もし労働災害にあったら

で締めくくられた。このイベントだけのために参加費2000円を払っても惜しくない内容だった。

フォーラムは参加人数も示す通り、2日間盛況であった。これを機会に、ますます、日本人と移住労働者、在日と対日など日本国内での連帯、移住労働者同士や各国の活動家同士の連帯など連帯の輪はひろまりつつある。



第4回 移住労働者と連帯する全国フォーラム・関西2001 the Fourth National Forum in Solidarity with Migrant Workers



労災保険 Q君 & A 氏

その5： いつたい誰が労働者？



Q君：友人のKが近ごろ介護のボランティアグループで熱心に活動をしてるんですよ。このあいだ会ったときにいろいろ話をしたんですけど、ボランティアといってもタダでやるのかというとそうでもないんですよね。

A氏：そうだね。介護の分野で近ごろではNPOとして法人格をとって、介護保険の制度に対応して活動をしている団体も多くなってきたね。介護という作業は、純粋なボランティアという枠にははまらなくなっているんじゃないかな。

Q：K君のグループというのは、そういう介護保険がどうこうというのとはちょっと違うみたいなんだけど、僕が興味を持ったのは、介護を受ける人が、介護をする人に直接お金を払う場合と、文書のやり取りをして別途グループを通じてその時の分のお金をもらうという2種類があることなんですよ。

つまり、直接にお金をもらう場合だと、介護という仕事について、介護を受ける人と、介護作業者の1対1の関係があるだけで、グループについては運営費というか事務費のようなものをもらったお金

から一定額支払うということになるんですよ。

介護作業従事者はどこまで労働者

A：すると、Q君の疑問と感じるのは、その介護作業者は労働者なのかそうでないのかということだね。

Q：そうです。それに労働者というのなら誰が使用者なのかこともありますね。

A：1対1でお金をもらって作業を提供するということになると、雇用というよりも委任や請負ということになるね。ただし、そうだとするとそのグループの性格が問題になってくる。名目は問わず手数料風のものを取っているということになると、有料職業紹介ということになるから、職業安定法の規制の対象になるので、労働大臣の認可がいるということになってしまうんだ。たいていの町にある家政婦紹介所なんかがそれにあたる。それ以外で有料の職業紹介をしているとなると違法ということになってしまうよね。

Q：僕も少しばかり勉強して、その辺のと

ころを調べてみたんですが、K君のグループというのは、職業紹介というところまでいかないんですね。確かに介護する人を紹介してお金をとっているけれど、一人一人の介護に携わる日数からして、毎日しているわけではないし、グループ自体がそんなに儲けているようにも思わないんですよね。

A：そのあたりが、最近の働き方の多様性という面で難しいところがあるね。毎週1回程度の仕事ということであれば確かに有償のボランティアというほうが正しい表現かもしれないね。しかし、どうも現実のところは、もっと毎日働いている介護作業従事者について、1対1の関係という形式をいいことに労働者としての最低限の条件が守られないような事態になっていることが多いようだね。労災保険の加入問題がその典型となっている。

労災保険の特別加入で対応すべきか？

Q：労働基準法でいう労働者とはならないんだったら、労災保険では特別加入というのがあるんでしょう。大工さんや個人タクシーの運転手さんが加入しているあいう労災保険で対応するのがいいんじゃないですかね。

A：たしかに特別加入の制度というのは、中小企業の事業主や労働者じゃないけれど、同じように災害の危険があ職種について保護の対象とするためにできた制度だよね。中小事業主は第1種で、大工などの一人親方等が第2種になっている。しかし、

この制度のまた難しいのは、労働保険の事務を誰が処理するかという問題があるんだよ。今の制度は、それぞれの一人親方の団体が普通の企業と同じように事務取り扱いをすることになっている。

Q：その特別加入の制度を介護作業をやる人にはあてはめることはできないですか。それ事務費も取るぐらいだから、事務能力はあるんだろうし・・・。

A：だから今年の4月から介護作業従事者について第2種特別加入の対象となる特定作業従事者の一つとなることになったんだ。ただ、介護作業従事者といつても厚生労働省が念頭においているのは、さっき言った厚生労働省認可の家政婦紹介所のことなんだ。規則の改正内容をみても、特にそのことに触れている文章は見当たらないけれど、制度検討の内容を見てみるとそうなっている。

Q：ということは、結局はK君のグループのような場合は対象にはならないんですかね。

A：対象とならないこともないけれど、週に1回の介護による報酬ということになると、今度は給付額計算の元となる給付基礎日額の問題も出てくるよ。最低で、3500円、家内労働者で2000円という額に見合うのかという話なんだ。保険料の負担を考えるとあんまり現実的ではないかもしれないね。

Q：う～ん。そうかも知れませんね。でも週に5日間介護で派遣されているというような介護作業者はどうなるんですか。

A：それは、労働基準法上の労働者として

ちゃんとせんとあかんでしょ。実際問題はそっちの方が深刻なんだろうけれどね。同じような話でいえば、ベビーシッターなんかもそうだよね。あやふやなまま登録した「ボランティア」風の作業者を労働保険の手続きもとらないまま派遣している事業者というのは意外に多いかもしれないね。

多様な働き方と労働者保護の関係は？

Q：僕は思うんですが、働き方というのは労働基準法の規制があって決まるのではなく、いろんなやり方が当然出てくると思うし、労災保険なんていう保護制度は、もっと柔軟に対応できないのかと思うんですよね。今の話だって全くそうでしょう。

A：君のいうとおりだと思うよ。ただ、問題なのは、労働基準や職業安定の法律による規制逃れのために委任や請負の契約方法をとっているようなケースが世の中にはいっぱいある。いまの時点ではこの問題を解決することが第一のような気がするんだ。

介護作業にしたって、一頃なんでも登録型の有償ボランティアの制度を作って、地方自治体や社会福祉法人が安上がりに運営するケースが目立っていたよね。雇用することによる責任を逃れる簡単な方法になってしまふ。

Q：介護作業以外ではどうなんですか。

A：労災保険の請求はまず労働基準監督署に出して、だめなら地方労働局の審査官

に審査請求をして、それでもだめなら東京の労働保険審査会に再審査請求をすることができる。その再審査請求事例を調べてみると、何の争点が多いと思う？

Q：そりゃ、業務上かどうかという争いじゃないですか。

A：当たり。簡単すぎたね。2番目が障害等級の決定で、3番目が労働者かどうかという争いなんだ。それほどこの問題は一般的なんだね。

Q：なるほど、なるほど。

A：トラック持込運転手の例を考えてみよう。大型の自動車運転免許を持っていて、大型トラックを自分で所有し、会社から仕事の発注を受けて荷物を運ぶのを仕事にしている。この面だけを見ると全部自己責任で、労働者とは言い難い。

しかし、発注を受ける会社は1社だけで、他の仕事を受けるような時間もないし、もし他の仕事を受けたら会社から叱られる。トラックの荷台の横腹には発注してくれる会社の名前とロゴマークが付いている。荷物を運んだ先はもちろんのこと、世間の人も運転手は発注元会社の人と見ている。勤務時間も会社が事实上管理している。なんていうことになると、いくらトラックが自己所有であっても明らかに労働者ということになる。

要するに、使用者の支配、管理下にあって、名目こそ請負であっても実質的に「賃金」を受けているとみなされるからなんだ。

実態で判断するしかないけど 働く側の真意はどうかが決め手

Q：でも、請負で仕事をしているんだったら、トラックの償却もあるし、車検もあるし、いろいろで受け取る金額も多いのが普通でしょ。それを労働者というのも無理があるように思うんですけれど。

A：そういうところが争われた裁判というのは結構あって、特に横浜南労働基準監督署が労働者でないと不支給決定をした事例で、横浜地裁が原処分取消（労働者性あり）の判決を下し、控訴審の東京高裁で原判決取消（労働者性なし）となった例があるんだ。

横浜地裁の判決文は、①事実上労働時間の拘束があり、裁量の余地がない、②運転手はトラック一台を持っているだけで、他に事業者としての性格を有しない、③報酬の額が一般の運転手と比較し労働者性を否定するほど高くないということをあげ、労働者性を認めた。

それに対して東京高裁は、実態を認めつつも、いわゆる専属的下請業者に近いと見られる側面があることも否定できないとし、次のように言っている。

「思うに、産業構造、就業構造の変化等に伴い、就業形態、雇用形態が複雑多様化しており、業務に就いて働いている者を、労基法上の労働者であるか、そうでないかという区分をすることが相当に困難な事例が増加していると考えられるのであるが、裁判所としては、このような事態を

取り敢えずは正視し、右のような事例に対して、それが法令に違反していたり、一方ないしは双方の当事者（殊に働く側の者）の真意に沿うと認められない事情がある場合は格別、そうでない限り、これを無理に単純化することなく、できるだけ当事者の意図を尊重する方向で判断するのが相当であるというべきである。」

そして、この事例について、「このような就業形態は、…法令に反するものでも、脱法的なものでもなく、巨視的にはともかくその時点では少なくとも双方に利益があると考えられており、当事者双方の真意、殊に車持ち込み運転手側の真意に沿うものであるから、…そのまま一つの就労形態として認めることとするのが相当である。」と結論しているんだ。

Q：「巨視的にはともかく」というのが気にかかるけれど、ま、そう言われるとねという気もしますね。でもこれは一般化される判決ではないですね。

A：あくまで個別に判断するしかないということだろうね。この判決の持ち込み運転手は、騙しでも誤魔化しでもなく、自ら選んで持ち込みの契約を結んだという「真意」があったということなんだから。労働者性の問題を考える一つの材料となる事例だと思うよ。

ところで労働者性といえば、外国人研修生の問題や、シルバーハンモックセンター、在宅勤務者などまだまだ問題が一杯ある。これからもっと増えるかも知れないね。

Q：いずれ機会があれば議論がしたいですね。

前線から

つづく「はつりじん肺」 管理区分申請、労災請求 振動病、難聴の合併も

大 阪

建設・解体の現場でコンクリートなど削ったり、ばらしたりする仕事を専門とする「はつり（研り）」作業に従事してきた労働者のじん肺相談が安全センターに少なからず寄せられたことを報告した（本誌99/10、99/7、00/5、00/11・12各号）。実は、それ以降も相談者が続いている。今後も引き続き管理区分申請、労災請求の支援活動を取り組んでいくことになると思われる。そうした中で問題点のいくつかが見えてきた。

1) 長期にわたる粉塵曝露、ずさんな対策

相談に訪れた人たちのはとんどすべてが20歳前後から今日に至るまで、はつり作業に一貫して従事している。近年は防護マスク装

着などの指導がうるさくなったりとあっしゃるが、それ以前は無防備に近い状態が放置されていた。これが、最近粉塵ばくろが問題視されている建設現場でももっとも濃厚な粉塵曝露を受けている労働者集団である「研り労働者」のおかれてきた実態だ。専門職能集団であり全国的にはかなりの数に上るとみられるが、実数は推定値すら不明の状態。

大阪には研り業者の集中地

区があるが、他の大都市の実態は不明だ。

2) 潜在している被害とその要因

ゼネコンを頂点とし、研り業者（親方など）を末端とする重層下請け構造の中で、研り労働者は、一言でいえば、権利を主張したり、労災やじん肺の知識から遠ざけられてきたため、今も、親方に気を遣いながら人づてに相談にこられたり、診療所に受診しているのが実情だ。地元の市中病院で長期に労災適用されずに療養継続したり、肺結核の治療でじん肺罹患を指摘されながら労災適用の指導を受けていないといった人も自立つ。直接に雇用している親方業者の中には労災やじん肺に対して無理解な



解体工事会社のHP (<http://www.mine.ne.jp/ono/haturi.htm>) より：本文とは無関係

ものがあり、これが救済の遅れに拍車をかける。ゼネコン側にも特別の対策は皆無で、せいぜい、じん肺検診結果の悪い労働者を職場から排除することしか行われていない。

また、じん肺がわかつても、職種転換などの対策が現場では全く存在しないため、じん肺を隠して働き続けたり、年齢が進むにしたがって徐々に職場から排除されている場合が多い。研り労働者のじん肺についてきちんととしたじん肺などのまとめた健康調査が行われた記録は見つかっていない。都市のじん肺被害の最大のものと予想されるにも

かかわらずだ。

3) 目につくじん肺重症者、振動病などの合併

もちろん、相談にこられる方々は研り労働者のすべてではなく、症状のある方が来られるので、そこから全体を推定するのは無理だが、40歳代すでに管理3口まで進行している方がおられるなど年齢の割には比較的重症者が存在している。また、大なり小なり振動障害に罹患している状況がみられ、なかには、じん肺は比較的軽微だが振動障害で労災請求した方がいる。また、職業性難聴とみられる症状を呈している方

も少なくない。じん肺をはじめとする健康障害の内容と広がりを調べていくことは今後の大変な課題となっている。

以上のような問題点や課題、また、大阪における年金以外のじん肺認定患者数が近年増加傾向にあること（前号で紹介）をふまえ、救済活動をさらに進めるとともに、研り現場など建設現場での労働者の立場や権利をふまえた安全衛生対策の充実を目的に取り組みを進めていこうと安全センターでは模索しているところだ。

2件目の裁判提訴 ブラジル労働者多数雇用の被告会社に

大阪

労働災害で右腕を肩関節のすぐ下で失い療養中の、ブラジル人労働者Yさんが民事損害賠償裁判を大阪地裁に提訴した。Yさんは、労災被災後に精神疾患を発症し、これも労災が認められ現在も療養中である。し

かし、本人が一刻も早い決着を希望し、症状固定を待たずに提訴に踏み切った。

被告の木材加工会社は労災の多発職場で、この機関誌でも以前に紹介した、腰痛で審査請求を経て障害等級10級となったブラジル人

のCさんも、すでに損害賠償裁判をおこしている。このCさんの裁判は、昨年？月に提訴しながら、まだ証拠調べが続いている。というのは、被告側が被告会社の労働者による陳述書を何通も提出し、しかもその内容が手術直後にCさんがサッカーの試合に参加していたとか、サンバを踊っていたとか、事実に反するものばかりで、原告側もその反論に証言を集めて提出す

るのに手間ひまかかる、証拠調べがどんどん長引いている状態である。

Yさんの事故は、材木の加工機械のカバーがない状

態で起こっており、しかもYさんは事故以前にカバーを着けてくれるように上司に要請していた。このように被告は職場の安全に無頓

着であった。2件目の裁判提訴で、先に提訴したCさんの裁判にも、よい影響があるのを期待している。

全国センター第12回総会

新議長に天明医師

逗子

全国労働安全衛生センターの第12回総会が、9月8-9日に神奈川県逗子市で開かれた。

昨年、労災の報告義務違反の送検件数は、過去最高の91件となり、過去最悪の不況下で「労災隠し」も多発している。じん肺肺癌がん問題は、日本産業衛生学会がシリカの発ガン性を認めたのをうけて政府が検討会を発足させるなど重大な局面をむかえている。また、4月からは情報公開制度実施により、全国センター、各地域センターでも情報公開請求が行われている。全国センターの請求により、部内限である事務手続きの手引きや現存されている過去16年分の通達の文書台帳や「部内限」で

あった労災保険の「業務上疾病認定事務手引」などいくつかの重要な文書が開示された。また昨年度は東アジアアレルルの国際的交流が進んだ。

今後も、厚労省交渉などを通して労働行政の体質改善に取り組み、国際的には、アジアのネットワークに参加・貢献する方針である。

今回、井上浩議長が退任され、新議長が選任されるなど役員体制の変更があつ

た。新議長には、神奈川労災職業病センターの所長であり、医師である天明佳臣氏が就任した。4年間議長を務めた井上氏は、新たに顧問に加わり今後も全国センターの活動に関わっていく。また、副議長に置賜労働基準協会専務理事の吉川照芳氏、東京労働安全衛生センター代表の平野敏夫医師が新たに加わった。

2日目は、福岡大学の林宏子教授の記念講演があった。「最近のアメリカ労働事情」として、アメリカの労災補償制度の歴史的経緯や最近の労災事例について話された。業務上疾病的認定が速い代わりに療養の打ち切りが早かったり、労働



天明佳臣新議長



林弘子教授

時間の規制が緩かったり、民間保険中心のアメリカの労災保険制度について、分かりやすく長所、短所含めて解説した、非常に興味深

い講演となった。

全国センターの機関誌「安全センター情報」では、これら行政側の動向を含めた貴重な情報と各地域

のニュース、また安全衛生に関する国際情勢も発信している。ぜひ、皆さんも購読し、また、全国センターに参加してもらいたい。

ざまな研究によって府下の労働者の安全衛生対策に貢献してきたこれを無に帰す労働衛生部の廃止、ないし縮小には安全センターとしては断固として反対であり、6月末に府知事宛に下記の申し入れを行った。すでに全港湾、大阪ユニオンネットワークなどが同趣旨の申し入れを行っている。

今後、関係労働組合、団体と連携をとり、労働衛生部存続、発展を求めていくたい。

いのちと健康の研究組織 切り捨ては間違いた 府立公衛研労働衛生部問題で 申し入れ

大 阪

大阪府の「リストラ」計画の中で、大阪府立公衆衛生研究所労働衛生部（以下、労働衛生部）が存続の危機にさらされている。

地方自治体において労働衛生研究組織をもつことは大きな意義がある。国の研

究体制がきわめて不十分であること、産業には地域の特色がありそれに応じた研究が不可欠であるにもかかわらず地方労働行政にはその体制は皆無であることがその理由である。

労働衛生部は過去、さま

大阪府知事 太田房江 様

2001年6月29日

関西労働者安全センター

議長 岡田義雄

大阪府立公衆衛生研究所労働衛生部に関する要望書

厳しい財政状況など諸困難のなかで、勤労大阪府民の生命と健康をまもる行政施策を、広く進められることに敬意を表します。

さて、大阪府には中小零細事業場が多く、多数の労働者が劣悪な労働条件や作業環境下で働いています。これらの職場では、有害負担作業も多く、鉛や有機溶剤など化学物質による中毒、あるいは腰痛や頸肩腕障害などが発生しています。こうした状況は、統計数字をみてても明らかです。毎年厚生労働省より公表されている労働者死傷災害発生状況をみると、災害

件数については毎年決まったように大阪府が第1位の座を占めて続け、全国のほぼ1割の死傷病災害を大阪府下事業場が受け持つことになります。とりわけても製造業においてこの傾向は顕著で、毎年、他の自治体を寄せ付けない発生状況を呈しています。

このような状況を考えると、行政施策としての労働安全衛生対策をより一層強化し、一日も早く労災職業病多発自治体の汚名を取り払う必要があるといえます。もちろん国による労働安全衛生の様々な施策は展開されていますが、個別大阪府の実情を見る限り不充分といわざるを得ず、大阪府の地方自治体としての独自施策が求められるところです。

これまで大阪府立公衆衛生研究所労働衛生部においては、職場で使用されている化学物質の毒性の研究、労働者の化学物質への曝露実態と健康実態の調査、腰痛や頸肩腕障害など筋骨格系疾患に関する職場のリスク評価と改善対策の検討、中小企業の労働衛生管理に関する調査など、労働者の健康を守る多くの調査研究を実施され、多くの成果をみてきたところです。また、勤労者健康サービスセンターによる個別の労働災害職業病問題に対する対応も実施されてきたところです。しかし、前記のとおりの現実は根本的に改善するまでには、ほど遠い状況にあることは明らかといえます。

当関西労働者安全センターは、様々な職域、規模の事業場の労働者で組織される労働組合が参加しており、労働災害職業病被災者の労災認定や職場復帰、職場の作業環境調査と健康調査、あるいは労災職業病の予防対策の推進などに取り組んでいます。また、労働組合に組織されない零細規模事業場で働く労働者の相談にも対応し、その支援の取り組みも進めています。これらの取り組みにあって、一民間団体として如何ともし難く、抜本的な調査、研究等を含む対応が必要な課題も少なくなく、大阪府下の個別事情により近い「専門的研究部門」の存在とその発展が不可欠となっています。

以上の趣旨により、中小零細事業場とそこに勤める労働者の健康をまもる、言い換れば勤労大阪府民の健康をまもる立場から、労働と健康に関わる「調査、研究部門」である大阪府立公衆衛生研究所労働衛生部をさらに充実させ、一日も早く大阪府が“労働災害職業病発生日本一”から脱するため、寄与されることを要望致します。

心とからだに優しい パソコン活用ガイド

チェックポイント 35

疲れ目、肩こり、腰痛、ストレスを追放！

A5版・約130頁

[著者] 酒井一博

(財)労働科学研究所副所長

[定価] 1,500円

[安全センター特価] 1,200円(送料別)

[漫画] さとうしんまる

[ご注文・お問い合わせ先]

[発行] 全国労働安全衛生センター連絡会議

関西労働者安全センター

TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

8月の新聞記事から

8/1 「労災隠し」で摘発され書類送検された件数は、昨年過去最多の91件となっていたことが厚生労働省の調べで分かった。10年前の約3倍で増加傾向にある。

8/3 発がん性物質のアスペストの長期にわたる吸引によって悪性胸腺中皮腫を発病、死亡したとして、労災遺族補償を求めていた石川島播磨重工元労働者、関根辰雄さんの遺族に対して、東京・龜戸労働基準監督署は、業務上の疾病と認定し、遺族補償の支給を通知した。関根さんは1956年に入社、四十数年間造船職場で働き、99年9月に胸腺のがんと診断され、12月に死亡した。

8/7 午後5時35分ごろ、兵庫県川西市の中国自動車道下り線で、阪急バスに5メートル上の歩道橋から男性が飛び降り、フロントガラスに激突して死亡した。乗客1人とバスの運転手が割れたガラスで顔を切るなどの軽傷を負った。

8/8 パングラディッシュの首都ダッカにある縫製工場で火災があり、逃げようとした従業員が階段で将棋倒しとなり少なくとも20人が死亡、約100人が負傷した。工場の出口にはかぎが掛けられていた。

8/10 関西医大付属病院の研修医だった森大仁さんが過労死した問題で労働基準法違反容疑で書類送検された同大学などを、大阪地検が不起訴処分にしたことに対して、遺族は近く検察審査会に不起訴不当を申し立てることにした。

米ラスベガス市内で午前9時ごろ、日本人観光客11人の乗ったマイクロバスに対向車線からセンターラインをはみ出してきたトラックが衝突し、トラックの運転手は死亡、バスを運転していたガイドが重傷、乗客全員が打撲などの軽傷を負った。

8/13 小泉純一郎首相は夕方、靖国神社に参拝した。反発を考慮して15日の参拝は断念。現職首相の靖国参拝は96年7月の橋本氏以来。

兵庫君尼崎市の「クボタ」武庫川工場で、溶かした鉄の大型容器がひっくり返った事故で、約1400度の鉄を浴びて意識不明の重体だった下請け会社作業員、照屋清市さんが死亡。

8/16 三菱重工長崎研究所の元社員が、7年前に急性心筋梗塞で、重度の痴ほう症などの障害が残ったのは仕事が原因として、長崎労働基準監督署の労災の不支給処分の取消を求める行政訴訟を起こしている。管理職で3つの職場を毎日移動し、研究の仕事にも追われ、年間労働時間は3000時間を超えていた。発症したのが休日であったこと、その1週間前が年始休暇であったため、監督署は過重労働はなかったとした。

午前10時ごろ岡山県柵原町の水田に「岡山航空」の小型機が墜落、炎上した。パイロットと、航空写真を撮影するために同乗していたカメラマン2人が死亡した。

8/17 警視庁のまとめによると昨年の自殺者は31957人で3年連続で50万人を超えて史上最悪。人口10万人あたりの自殺率は80年の18人から98年には26人に急増した。

8/18 豊能郡美化センターのダイオキシン問題対策協議会は、センター建屋内にたい積した紛じん中のダイオキシン濃度の測定結果を報告。紛じん1グラム中の濃度は、建屋1階が最高の3万8000ピコグラム、平均2万6000ピコグラムで、推計総量9.06キロ中のダイオキシンは244マイクログラムで、昨年11月の厚労省の公表と同じレベル。また、公害調停に基づく周辺住民の健康調査の結果、血液中のダイオキシン濃度の異常は見られなかった。土壤や水質調査では、23カ所中2カ所で環境基準を上回る汚染が見られた。

午後2時50分ごろ、大阪市西淀川区の市道でヘルメットをかぶっていない男2人が乗るバイクを発見した第2方面起動警ら隊が追跡したところ、バイクは小学校5年男児の自転車と巡査部長のバイクに接触して逃げた。巡査部長は右鎖骨骨折の重傷、男児は軽傷。

8/21 大型台風11号の影響で、各地で大雨や強風の被害。三重県上野市で、午後2時ごろ近鉄伊賀線で倒木の除去作業中の職員が高圧線に触れ感電死した。愛知県半田市で午後2時10分ごろ、タイル工場で台風に備えて工場の屋根に上って雨どいそうじをしていた工場長が、明り取りの窓を踏み破って転落して死亡した。

8/27 午前5時50分ごろ、愛媛県伊予三島市のコンビニエンスストア「サンクス伊予三島大柏店」で包丁を持った男が店員を人質に約3時間半立てこもり、店員は首に軽傷を負った。

8/29 関西医科大学付属病院に勤務し98年に急性心筋梗塞で死亡した研修医の両親が、同大学に対して損害賠償を求めた民事訴訟で、大阪地裁堺支部は「研修医は労働者」と判断し、「共済制度に加入させる義務などを怠った」として、約916万円の支払いを命じた。研修医を労働者とする司法判断は初めて。

8/31 トンネル工事でじん肺になったとして、大手ゼネコンなどに損害賠償を求めて札幌地裁に提訴したトンネルじん肺患者の第1次提訴原告24人と被告企業34社との和解が成立した。被告企業は最高水準の賠償金を支払ったうえ、謝罪しじん肺防止の制約をするというもの。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可 「関西労災職業病」 9月号(通巻309号) 01年9月10日発行

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) NEW! Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ*	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief 用	Super Relief - (ツートン)	グレー・ブルー 骨盤回り	ウェスト 骨盤回り	56-65 64-72	65-85 70-88	85-100 85-102	100-110 100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文下さい。
■パンフレットあります。 関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
〃	2部 4,800円
〃	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259

(毎月一回10日発行)